

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 20 年度
計 画 主 体	飯山市

飯山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	飯山市経済部農林課
所 在 地	長野県飯山市大字飯山 1, 110-1
電 話 番 号	(0269) 62-3111
F A X 番 号	(0269) 62-6221
メールアドレス	nourin@city.iiyama.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	長野県飯山市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成19年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	スイカ	70 万円 2.4ha
	トウモロコシ	30 万円 1.0ha
イノシシ	水稻	50 万円 1.0ha
	トウモロコシ	50 万円 1.0ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

平成19年度は、全体的に前年度より被害は減少したが、クマについては7月～8月のトウモロコシ、スイカの時期にクマによる被害が集中している。イノシシは被害が増加している。
飯山市瑞穂地区での被害が多発している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
被害金額	200 万円	155 万円
被害面積	5.4ha	4.3ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 猟友会への駆除活動の働きかけ ・ イノシシ檻の導入	捕獲効率を上げる必要がある。 狩猟者を確保する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	・ 野生鳥獣の生態や野生鳥獣に応じた被害防止対策についての学習会 ・ 電気柵先進地視察及び設置講習会	被害対策等についての学習会を実施したが、電気柵設置等被害防止対策の導入が少ないため、地域に定着させる必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

被害地域において、専門家の指導を受けながら電気柵等を設置し、効果の実証と普及を進める。

また、捕獲機材の導入や、人材の育成に取り組むとともに、環境整備に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

飯山市より飯山市猟友会へ被害を出す鳥獣の捕獲を依頼し、捕獲の対策を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	イノシシ	近年イノシシによる被害が増えてきているため捕獲檻を導入し、捕獲頭数を増やす。
20	クマ	捕獲檻を導入する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・ イノシシによる出沒被害が増加しているため、近年の実績はないものの、20頭を目標に捕獲したい。 ・ ツキノワグマについては、「県の特定保護鳥獣保護管理計画」に基づき出沒や被害の状況に応じ捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
ツキノワグマ	出沒や被害の状況に応じ捕獲		
イノシシ	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・ イノシシは年間を通じて銃器や檻を使用し捕獲する。 ・ クマについては檻により捕獲する。出沒や被害に応じ捕獲する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
クマ イノシシ	電気柵 3.0km	電気柵 3.2km	電気柵 3.5km

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	クマ イノシシ	緩衝帯の設置 里山の整備
21	クマ イノシシ	緩衝帯の設置 里山の整備
22	クマ イノシシ	緩衝帯の設置 里山の整備

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	瑞穂地区有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
区長会	連絡調整
農家組合長会	被害情報の収集・調査
飯山市猟友会瑞穂支部	有害鳥獣の捕獲
瑞穂警察官駐在所	人身事故防止と安全確保
JA北信州みゆき瑞穂支所	被害情報の収集・調査
関係小中学校・関係小中学校PTA	児童生徒の安全確保
防犯協会瑞穂支部	安全確保
地区財産管理委員会	山林の管理・運営

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
飯山市	オブザーバー
被害対策チーム	オブザーバー
NPO法人信州ツキノワグマ研究会	野生鳥獣の生態、電気柵設置に対する助言・指導

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却により処分する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。